

食品の安全確保のための施策

1 施策の体系化

第1章において、推進計画の基本的視点に対応した3つの「施策の柱」を位置付け、食品の安全に係る諸課題を整理するとともに、対応の方向性を示しました。

そうした方向性も踏まえ、推進計画を総合的に実施するためには、施策を体系化し、今後進めるべき都の取組の全体像を分かりやすく示すことが重要です。

施策の体系化に当たっては、3つの「施策の柱」に加えて、科学的な施策を進める上での基礎研究や、人材の育成、国や他自治体との連携など、「施策の柱」の土台となる取組を「施策の基盤」として位置付けました。

「施策の柱」及び「施策の基盤」に基づいて、生産から消費に至る各段階で、都の関係各局が推進している全ての食品安全確保施策を「基本施策」とし、この「基本施策」を関係各局が連携して着実に実施することにより、食品の安全確保を図っていきます。

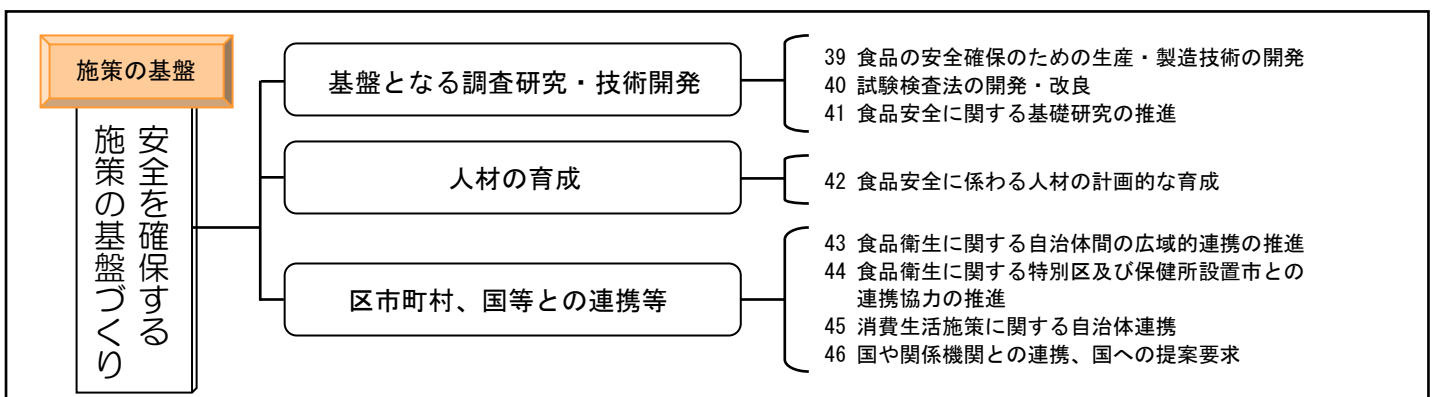
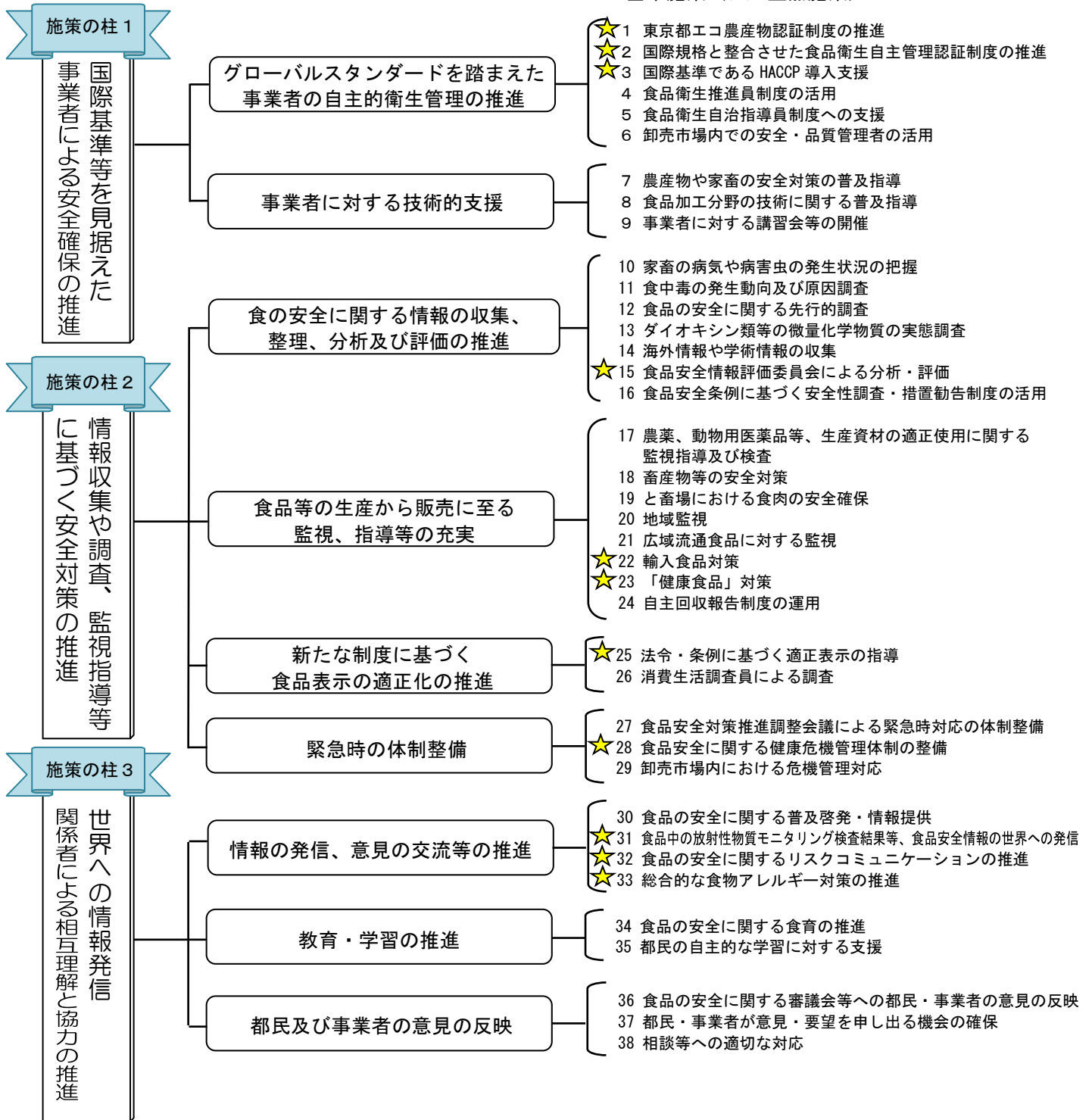
あわせて、「基本施策」のうち、特に重点的に取り組む施策を「重点施策」として選定し、施策を推進していきます。

次ページには、「都における食品安全確保施策の総合的な体系」を表しました。

さらに、「基本施策」及び「重点施策」の詳細をそれぞれ2（16ページ以降）及び3（31ページ以降）に示しました。

都における食品安全確保施策の総合的な体系

基本施策 (★: 重点施策)



2 基本施策

都における生産から消費に至る食品安全確保施策（46 施策）について、以下のとおり「施策の柱」及び「施策の基盤」ごとにとりまとめました。

なお、重点施策には「★」を示し、括弧内には施策の所管局等（複数の場合は主体となる順）を記載してあります。

施策の柱 1 国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進

〈1-1 グローバルスタンダードを踏まえた事業者の自主的衛生管理の推進〉

食品の生産から販売に至る各段階で、食品の安全確保に向けた事業者の自主的な取組を一層促進するための施策



基本施策 1

東京都エコ農産物認証制度²⁶の推進

(産業労働局)

- 安全・安心で環境に配慮した農産物の生産を振興するため、化学合成農薬と化学肥料を削減して生産された農産物を認証するとともに農薬の残留検査も行い、都民に広く情報提供します。



【認証マーク】



基本施策 2

国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度²⁷の推進

(福祉保健局)

- 飲食店や食品製造施設などの食品関係施設で行われている衛生管理について、都が定める基準を満たした施設を申請に基づき認証し、これを広く都民に公表します。
- 本制度のより一層の普及に向け、衛生管理向上の取組の初期段階から段階的に評価し継続的な取組を推進する新たな仕組みの活用を図ります。
- 食中毒発生時におけるリスクの大きさを考慮し、重点的に認証取得を進める分野を設定することにより、計画的に認証の取得を推進していきます。



【認証マーク】

²⁶ 東京都エコ農産物認証制度：69 ページ参照

²⁷ 食品衛生自主管理認証制度：65 ページ参照



基本施策3

国際基準である HACCP 導入支援

(福祉保健局)

- ・ HACCP (ハサップ) システムを法的に位置付けた制度である「総合衛生管理製造過程²⁸」の承認を目指す施設への技術的支援を行います。
- ・ 承認施設に対し、HACCP システムが適切・確実に行われるよう外部検証を実施します。
- ・ 「HACCP 導入型基準²⁹」について、事業者への周知や技術的支援を行います。

基本施策4

食品衛生推進員³⁰ 制度の活用

(福祉保健局)

- ・ 食品衛生推進員に対して、食品安全に関する最新の情報を提供するなどの支援を行い、食品衛生推進員による事業者への指導・助言等を通して、食品事業者全体の衛生管理を向上させます。



【食品衛生推進員委嘱式】

基本施策5

食品衛生自治指導員制度³¹ への支援

(福祉保健局)

- ・ 事業者団体が実施している自治指導員の巡回指導活動による事業者への指導・助言が、より適切に行われるよう、自治指導員に対する衛生教育などの支援を行います。



【自治指導員による街頭相談】

基本施策6

卸売市場内での安全・品質管理者³² の活用

(中央卸売市場)

- ・ 中央卸売市場における食の安全確保に関する取組の推進者として設置した「安全・品質管理者」を活用し、危機管理対応の強化及び衛生水準の向上を図ります。また、マニュアルに基づく自主的品質・衛生管理を推進します。

²⁸ 総合衛生管理製造過程：67 ページ参照

²⁹ HACCP 導入型基準：72 ページ「HACCP」参照

³⁰ 食品衛生推進員：65 ページ参照

³¹ 食品衛生自治指導員制度：65 ページ参照

³² 安全・品質管理者：56 ページ参照

〈1-2 事業者に対する技術的支援〉

事業者に対して、食品の生産・加工技術や法令等に関する情報提供等を行い、食品の安全確保の技術水準の向上を図るための施策

基本施策7

農産物や家畜の安全対策の普及指導

(産業労働局)

- 生産者に対し、農薬をはじめとする生産資材の適正使用に関する情報提供や、と畜検査³³による疾病情報の還元などの技術的な支援を行います。



【家保通信】
(家畜保健衛生所³⁴)

基本施策8

食品加工分野の技術に関する普及指導

(産業労働局)

- 事業者には食品技術センター³⁵の開放試験室の利用や、ニーズに対応した技術開発、最新の加工技術の普及などを行い、食品安全確保のための技術水準の向上を図ります。



【食品技術センターの講習会】

基本施策9

事業者に対する講習会等の開催

(福祉保健局、生活文化局)

- 輸入事業者講習会や健康食品取扱事業者講習会など、事業の内容に応じた講習会を開催し、コンプライアンス³⁶の向上や適正表示の推進、関係法令等の改正、違反事例など、事業者にとって有益な最新の情報を提供します。
- 各施設で衛生管理の核となる「食品衛生責任者³⁷」に対して衛生講習会を開催し、食中毒防止など適切な衛生管理を促進します。

³³ と畜検査：71 ページ参照

³⁴ 家畜保健衛生所：57 ページ参照

³⁵ 食品技術センター：66 ページ参照

³⁶ コンプライアンス：61 ページ参照

³⁷ 食品衛生責任者：66 ページ参照

施策の柱 2 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進

〈2-1 食の安全に関する情報の収集、整理、分析及び評価の推進〉

食品の安全に関する様々な情報を幅広く収集して分析し、その結果を監視指導に活用するなど具体的な施策へ反映して、健康への悪影響を未然に防止するための施策

基本施策 1 〇 家畜の病気や病害虫の発生状況の把握

(産業労働局)

- 家畜保健衛生所において、動物用医薬品³⁸の適正な使用を通じて安全な畜産物を供給するため、家畜の病気の検査及び調査を実施します。
- 病害虫防除所³⁹において、病害虫の種類に合った農薬等の安全かつ適正な使用を指導するため、病害虫の発生状況を把握します。



【鳥インフルエンザ⁴⁰の検査】
(家畜保健衛生所)

基本施策 1 1 食中毒の発生動向及び原因調査

(福祉保健局)

- 腸管出血性大腸菌 0157、サルモネラ等の散発患者や無症状病原体保有者⁴¹の喫食内容や行動、菌株の疫学的性状を調査・分析し、感染源の解明に活用します。
- 特別区、八王子市及び町田市との連携を推進し、速やかな食中毒関連情報の収集、解析に努め、食中毒による健康被害の未然防止・拡大防止を図ります。

基本施策 1 2 食品の安全に関する先行的調査

(福祉保健局、他)

- 国内外の最新情報を広く収集、整理することにより、課題を発掘し、先行的に実態調査を実施します。さらに、調査結果を必要に応じて都民へ情報提供するとともに、効果的な監視手法の検討などの施策への反映や、国への提案要求などに活用します。

³⁸ 動物用医薬品：69 ページ参照

³⁹ 病害虫防除所：74 ページ参照

⁴⁰ 鳥インフルエンザ：71 ページ参照

⁴¹ 無症状病原体保有者：75 ページ参照

基本施策13

ダイオキシン類⁴²等の微量化学物質の実態調査

(福祉保健局、環境局)

- ・ 実態調査を継続的に実施し、調査結果は必要に応じて専門家へ評価を依頼し、都民や事業者へ情報提供を行います。
 - 東京湾産魚介類を対象とした、ダイオキシン類等の含有量調査
 - 都内に流通する農畜産物、魚介類を対象としたPCB⁴³、有機水銀⁴⁴、有機スズ化合物⁴⁵、カドミウム⁴⁶などの有害化学物質の食品汚染実態調査
 - トータルダイエットスタディによる食事由来の化学物質等摂取量推計調査



【ダイオキシン類土壌環境調査】
(試料採取状況)

基本施策14

海外情報や学術情報の収集

(福祉保健局)

- ・ インターネット、海外の専門誌、各種学会誌等を定期的に調査し、海外での食品等の事件・事故や学会における研究発表など食品の安全に関する最新の情報を収集します。



基本施策15

食品安全情報評価委員会⁴⁷による分析・評価

(福祉保健局)

- ・ 食品の安全に関する情報を幅広く収集し、その情報について、理化学・微生物学等の専門家及び都民により構成される食品安全情報評価委員会で都民生活への影響を分析・評価し、その評価結果を踏まえ、重点監視や都民・事業者への情報提供、国への提案要求等を行います。

基本施策16

食品安全条例に基づく安全性調査・措置勧告制度⁴⁸の活用

(福祉保健局)

- ・ 規格基準⁴⁹が定められていないなど、法で対応することが困難な食品等について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要と判断される場合には、食品安全条例に基づき、安全性調査を実施します。調査の結果、改善等が必要と判断される場合には、事業者へ措置の実施について勧告し、公表を行います。
- ・ 調査・勧告に当たっては、あらかじめ食品安全情報評価委員会に意見を求めます。

⁴² ダイオキシン類：68 ページ参照

⁴³ PCB：74 ページ参照

⁴⁴ 有機水銀：75 ページ参照

⁴⁵ 有機スズ化合物：75 ページ参照

⁴⁶ カドミウム：58 ページ参照

⁴⁷ 食品安全情報評価委員会：63 ページ参照

⁴⁸ 知事の安全性調査・措置勧告制度：68 ページ参照

⁴⁹ 規格基準：58 ページ参照

〈2-2 食品等の生産から販売に至る監視、指導等の充実〉

関係各局が連携し、食品の生産から販売に至る全ての段階を網羅した監視指導や検査を効果的に推進していくための施策

基本施策17

農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査

(産業労働局)

- 食品原材料としての農産物や畜産物の安全確保を図るため、農薬取締法⁵⁰、肥料取締法⁵¹、飼料安全法⁵²及び医薬品医療機器等法⁵³などの関連法令を周知し、生産資材の適正使用及びその記録と保管について指導します。



【普及指導員⁵⁴による指導】

基本施策18

畜産物等の安全対策

(産業労働局)

- 食品の原材料となる家畜等の生産段階において、健康管理や飼育場の衛生管理指導を実施するとともに、死亡牛・起立不能牛等の BSE（牛海綿状脳症）検査、家畜個体識別、牛用飼料の抽出検査などを実施します。
- 養殖魚の衛生管理指導や養殖場の調査監視等を実施します。



【牛のダニ駆除】
(家畜保健衛生所)

基本施策19

と畜場における食肉の安全確保

(福祉保健局、中央卸売市場)

- と畜場において、食用となる牛豚等について、生きている段階から枝肉になるまでのそれぞれの段階で、と畜検査員が1頭毎に検査し、疾病を排除します。
- 法令で定められた月齢を超える牛や起立不能牛等を対象とした BSE 検査を実施するとともに、牛肉の加工段階を含め特定危険部位⁵⁵の確実な除去等、適正な処理について監視指導を実施します。
- 衛生的なと畜解体作業により、食肉の安全確保を図ります。

⁵⁰ 農薬取締法：72 ページ参照

⁵¹ 肥料取締法：74 ページ参照

⁵² 飼料安全法：67 ページ参照

⁵³ 医薬品医療機器等法：57 ページ参照

⁵⁴ 普及指導員：74 ページ参照

⁵⁵ 特定危険部位：70 ページ参照

基本施策20 地域監視

(福祉保健局)

- ・ 地域の営業施設・設備に対する監視指導のほか、衛生管理や表示事項等に関する監視指導を実施します。
- ・ 食品に関する苦情や食中毒が疑われる事件の発生時に、原因調査を行い、必要に応じて原因施設に対する行政措置や再発予防策の指導を行います。



【食品販売施設における監視指導】

基本施策21 広域流通食品に対する監視

(福祉保健局)

- ・ 都内に広く流通する食品の安全を確保するため、大規模製造業、輸入業、卸売市場、倉庫業など製造・流通の拠点となる事業施設等の監視指導を専門的に実施します。
- ・ 重大な健康被害の発生やそのおそれがある場合などには、都区市が連携して都内全域を対象に緊急監視を実施します。
- ・ 危機管理マニュアルの作成など事業者の危機管理体制の状況を確認し、必要に応じて指導を行います。



【食品製造施設における監視指導】



基本施策22 輸入食品対策

(福祉保健局)

- ・ 健康安全研究センター内に設置されている輸入食品監視班を中心に、都内の輸入業、輸入食品の倉庫などを対象に、輸入食品の残留農薬、食品添加物、カビ毒、遺伝子組換え食品、動物用医薬品などについて監視指導を行います。
- ・ 都内輸入事業者の自主管理を推進するため、厚生労働省が示した「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）⁵⁶」等を活用し、輸入食品の製造・加工・保管・輸送などの各段階における衛生管理についての指導を行います。

⁵⁶ 輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）：75 ページ参照



基本施策23

「健康食品」対策

(福祉保健局、生活文化局)

- 健康への悪影響を未然に防止する観点から、市販されている「健康食品」を購入し、表示、医薬品成分等の検査を実施します。また、インターネット広告等も定期的に調査し、法令等に基づき広告の適正化を図ります。
- 医薬品成分等の含有が疑われるなど、健康被害が懸念される場合には、必要に応じて調査し、法に違反している場合は、販売禁止等の措置を行います。
- 都民向けパンフレット等を作成し、正しい知識の普及、危害の未然防止に努めます。
- 医療機関等と連携し、「健康食品」の利用が疑われる健康被害情報の収集・分析及び医療機関への情報提供を行います。
- 新たに導入される機能性表示制度に適切に対応していきます。

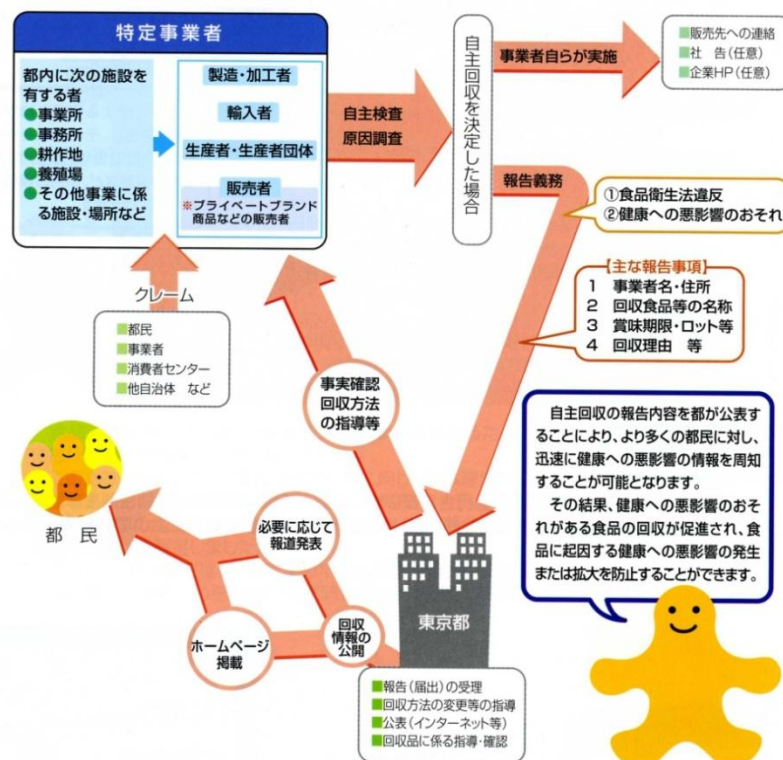
基本施策24

自主回収報告制度⁵⁷の運用

(福祉保健局)

- 事業者の自主回収情報を広く都民に公表することで、都民の協力のもと、違反食品等の迅速な回収を促進します。
- 都民及び事業者に制度の周知を図ります。

食品の自主回収報告制度の概念図



⁵⁷ 自主回収報告制度：61 ページ参照

〈2-3 新たな制度に基づく食品表示の適正化の推進〉

法令等に基づく表示の指導を徹底するとともに、都民との協働による適正な食品表示の推進を図るための施策



基本施策25 法令・条例に基づく適正表示の指導

(福祉保健局、生活文化局)

- ・ 関係部署が連携し、以下の各法令に基づく適正な食品表示を指導します。
- ・ 食品表示法の施行に伴う栄養成分表示⁵⁸の義務化等の新しい表示基準について、周知を図っていきます。

【食品表示に関連する主な法令】

食品表示法、健康増進法、景品表示法、計量法⁵⁹、米トレーサビリティ法⁶⁰、消費生活条例 等



【卸売市場における監視指導】

基本施策26 消費生活調査員⁶¹による調査

(生活文化局、福祉保健局)

- ・ 法改正による新たな表示事項や、違反状況等に基づき選定した調査項目について、消費生活調査員が、消費者の視点から、都内のスーパー等で販売されている食品の表示調査を実施します。
- ・ 調査の結果、問題があるものについては、都が事業者を指導することにより、都民との協働による適正表示の推進を図ります。

⁵⁸ 栄養成分表示：57 ページ参照

⁵⁹ 計量法：59 ページ参照

⁶⁰ 米トレーサビリティ法：60 ページ参照

⁶¹ 消費生活調査員：62 ページ「消費生活調査員制度」参照

〈2-4 緊急時の体制整備〉

予測困難な事態に迅速・的確に対応するために、緊急時における関係各局の連携を図り、危機管理対応を充実するための施策

基本施策27 食品安全対策推進調整会議⁶²による緊急時対応の体制整備 (各局)

- ・ 庁内の各局連携組織である「食品安全対策推進調整会議」において、緊急時に議長（福祉保健局健康安全部長）が「緊急連絡会議」を招集し、対策を検討します。



基本施策28 食品安全に関する健康危機管理体制の整備 (各局)

- ・ 健康危機管理に関する事件発生時に備え、緊急連絡網を整備するとともに、事件発生時の対応方法や関係機関の連絡・連携体制を強化します。
- ・ 保健所の食品衛生監視員を中心に大規模食中毒発生時を想定した訓練を実施し、対応マニュアルの検証などにより、緊急時の対応能力を強化します。



【食中毒対応の図上訓練】

基本施策29 卸売市場内における危機管理対応

(中央卸売市場)

- ・ 卸売市場における食品に関する事件・事故に際して「食品危害対策マニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応します。

⁶² 食品安全対策推進調整会議：63 ページ参照

施策の柱3 世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進

〈3-1 情報の発信、意見の交流等の推進〉

食品の安全に関するリスクコミュニケーションや食品安全情報の発信、食物アレルギー対策を推進するための施策

基本施策30 食品の安全に関する普及啓発・情報提供

(各局)

- 食品の安全に関する普及啓発資材、各局のホームページ、SNS⁶³、報道機関への公表など様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者に提供します。



【食品衛生ペーパーアート】
(子供向け教材)



基本施策31

食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、 食品安全情報の世界への発信

(各局)

- 都内産農畜水産物や都内流通食品の放射性物質モニタリング検査結果を、ホームページなどを通じて広く提供し、食品中の放射性物質等に関する正確な認識と理解に向け、食品安全情報を世界に向けて発信します。



基本施策32

食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進

(各局)

- 食の安全都民フォーラムなどの意見交流の場を充実し、消費者、食品関係事業者、行政担当者など多くの関係者の間で、食品の安全に関する様々なテーマについて情報や意見の交流を推進し、相互理解を図ります。



基本施策33

総合的な食物アレルギー対策の推進

(福祉保健局 他)

- 食品を取り扱う事業者に対してアレルゲン管理についての技術指導を行います。
- アレルギー物質に係る検査体制を整備し、アレルギー表示等の適正化を図ります。
- 学校・保育所等において食物アレルギーを持つ子供の日常生活管理や症状が出現した際の対応等について、関係者向けの研修の実施や、関係各局が連携して、基礎的な知識の普及などを行い、誰もが安心して生活できる環境づくりを進めます。

⁶³ SNS : 57 ページ参照

〈3-2 教育・学習の推進〉

都民や事業者が求める正しい情報を必要とするときに入手できる環境の整備や、地域、学校、家庭における食育の推進を図るための施策

基本施策34 食品の安全に関する食育⁶⁴の推進

(産業労働局 他)

- ・ 都民向けの講座や講習会、学校教育の場、事業者との交流等を通じて、都民に食品の安全に関する教育・学習の機会を提供します。



【東京都食育フェア】

基本施策35 都民の自主的な学習に対する支援

(各局)

- ・ 食品の安全に関する都民の意識の向上を図るため、都民が自主的に学習する際の各種教材や学習する場を提供するなどの支援を行う。



【東京のがんばる農業応援バスツアー】
(東京都消費者月間事業)

⁶⁴ 食育：62 ページ参照

〈3-3 都民及び事業者の意見の反映〉

関係者の理解と協力に基づく食品の安全確保を進めるために、科学的な評価を踏まえ、都民・事業者の意見を反映させた施策を実施するための施策

基本施策36

食品の安全に関する審議会等への都民・事業者の意見の反映

(福祉保健局、生活文化局)

- ・ 食品安全審議会や消費生活対策審議会⁶⁵、都の各保健所における地域保健医療協議会⁶⁶、食品衛生推進会議⁶⁷等で、食品の安全確保に関する施策について、調査・審議を行います。
- ・ 審議の過程において、意見を聴く会やパブリックコメントなどを行い、より多くの都民・事業者の意見反映を図ります。



【食品安全審議会】

基本施策37

都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保

(生活文化局 他)

- ・ 消費生活条例に基づく「申出」⁶⁸の中で、食品の安全に関する内容について適切な調査を行い、必要に応じて施策に適切に反映します。
- ・ 全庁的な広聴事業を通して、都民から寄せられた都政に関する提言、意見・要望等について、各局において検討するとともに、その回答などを通じて、都民の理解と協力の推進を図ります。

基本施策38

相談等への適切な対応

(各局)

- ・ 保健所や消費生活総合センター⁶⁹等に都民から寄せられる苦情や相談等は、食品による重大な健康危害事例等を探知するための重要な情報ともなり得ることから、これら苦情や相談等を受け付けた際には、保健所等において関係機関と連携し調査を実施します。
- ・ 調査結果を都民に分かりやすく説明するなど、適切に対応します。

⁶⁵ 消費生活対策審議会：62 ページ参照

⁶⁸ 消費生活条例に基づく申出制度：62 ページ参照

⁶⁶ 地域保健医療協議会：68 ページ参照

⁶⁹ 消費生活総合センター：62 ページ参照

⁶⁷ 食品衛生推進会議：65 ページ「食品衛生推進員」参照

施策の基盤 安全を確保する施策の基盤づくり

〈4-1 基盤となる調査研究・技術開発〉

検査・分析法の開発や、より高度な衛生管理の手法など、食品の安全確保対策の基礎となる研究・技術開発を推進するための施策

基本施策39

食品の安全確保のための生産・製造技術の開発

(産業労働局)

- 食品の殺菌や保存などの技術に関する試験研究や残留農薬低減技術の検討など、食品安全に係る生産技術の開発に関する研究を推進するとともに、事業者への普及を図ります。

基本施策40

試験検査法の開発・改良

(福祉保健局)

- 検査法が確立されていない物質の検査技術の開発、検査の迅速性や精度向上を図るための試験検査法の改良などを進めます。
- 試験検査の適切な精度管理を行い、検査結果の信頼性を確保します。



【食品の検査】

基本施策41

食品安全に関する基礎研究の推進

(福祉保健局)

- 食中毒の原因となる微生物等の性状や病原性の発生機序等の研究を推進し、その成果を学会発表等を通じて広く公表するとともに、必要に応じて食品の安全確保施策へ反映させます。

〈4-2 人材の育成〉

食品安全に関する新たな課題に適切に対応するために、食品の安全や安全対策についての知識を持った人材を育成するための施策

基本施策42

食品安全に係わる人材の計画的な育成

(福祉保健局 他)

- 食品衛生監視員⁷⁰をはじめとする食品安全に係わる人材に対し、最新の知識や技術などに関する情報を付与する技術講習会、専門研修等を実施するとともに、各種研修会等への派遣を行うなど、資質の向上を図ります。



【食品技術講習会】

⁷⁰ 食品衛生監視員：64 ページ参照

〈4-3 区市町村、国等との連携等〉

首都圏をはじめとする他自治体、国や関係機関等と定期的な情報交換を行うことにより、広域的な連携を強化し、適切な対応を行うための施策

基本施策43 食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進

(福祉保健局)

- ・ 全国食品衛生主管課長連絡協議会⁷¹、全国食肉衛生検査所協議会⁷²、全国市場食品衛生検査所協議会⁷³、首都圏食中毒防止連絡会⁷⁴などの組織を活用し、食品衛生に関する定期的な情報交換等を行います。
- ・ 違反処理、食中毒調査などに際し、関係自治体との速やかな連絡調整と適切な連携協力により、迅速・的確に対応します。



【首都圏食中毒防止連絡会】

基本施策44 食品衛生に関する特別区及び保健所設置市との連携協力の推進

(福祉保健局)

- ・ 保健所を設置する自治体である特別区、八王子市及び町田市と都区協議及び都市協議に基づく連携協力体制⁷⁵を構築し、製造、販売段階における食品の安全確保対策について、都区市一体となった取組を進めます。

基本施策45 消費生活施策に関する自治体連携

(生活文化局)

- ・ 消費生活に関する施策の相互の緊密な連携を確保するため、全国や区市町村の消費者行政担当課長会などの組織を活用し、定期的な情報交換等を行います。

基本施策46 国や関係機関との連携、国への提案要求

(福祉保健局)

- ・ 食品に係る違反処理等において、国や関係機関との情報交換を密に行い、適切な対応を図ります。
- ・ 食品の規格基準の設定や輸入食品対策の充実強化、表示制度等について、必要に応じて国への提案要求を行います。

⁷¹ 全国食品衛生主管課長連絡協議会：67 ページ参照

⁷² 全国食肉衛生検査所協議会：67 ページ参照

⁷³ 全国市場食品衛生検査所協議会：67 ページ参照

⁷⁴ 首都圏食中毒防止連絡会：61 ページ参照

⁷⁵ 都区協議及び都市協議に基づく

連携協力体制：70 ページ参照

3 重点施策

(1) 重点施策の選定の考え方

食品の安全確保のためには、「基本施策」を継続的かつ着実に実施していくことが求められます。

同時に、食品安全を取り巻く課題に迅速・的確に対応するため、特に重点的に取り組む施策もあります。こうした施策については、第1章3「食品の安全に係る課題と対応の方向性」を踏まえつつ、以下の3つの視点に基づき「基本施策」の中から選定し、これを「重点施策」として位置付けました。

「重点施策」は推進計画の計画期間である6か年の間に具体的な成果が得られるよう、施策の推進を図っていきます。

重点施策の選定の視点

- I 食品安全に関する事件・事故の未然防止・拡大防止対策の充実
- II 国際動向を踏まえた自主的衛生管理の普及拡大や食品表示などの新たな制度への対応
- III 食品の安全に関する情報の世界への発信や関係者間の協力・相互理解の推進

重点施策

※（ ）内は「選定の視点」の該当番号

- <重点施策1> 東京都エコ農産物認証制度の推進（III）
- <重点施策2> 国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進（I）
- <重点施策3> 国際基準であるHACCP導入支援（I、II）
- <重点施策4> 食品安全情報評価委員会による分析・評価（I）
- <重点施策5> 輸入食品対策（I）
- <重点施策6> 「健康食品」対策（I、II、III）
- <重点施策7> 法令・条例に基づく適正表示の指導（II）
- <重点施策8> 食品安全に関する健康危機管理体制の整備（I）
- <重点施策9> 食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信（III）
- <重点施策10> 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進（III）
- <重点施策11> 総合的な食物アレルギー対策の推進（I）

(2) 重点施策の具体的な取組

各重点施策の具体的な取組を次ページから示します。

東京都エコ農産物認証制度の推進

安全・安心で環境にやさしい農産物の生産を振興するため、東京都エコ農産物の流通を促進し、消費者等に制度の普及と情報提供をしていきます。

1 環境に配慮した栽培技術の普及 新規

東京都エコ農産物認証制度は、土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料削減の技術を導入して作られる農産物を都が認証する制度です。環境にやさしい栽培技術を普及し、認証農産物の生産に取り組む農業者を増やします。

化学合成農薬・化学肥料の削減割合による認証区分

認証区分		化学合成農薬の削減割合		
		25%以上	50%以上	100% (不使用)
化学肥料の削減割合	25%以上	東京エコ25		
	50%以上		東京エコ50	東京エコ50
	100% (不使用)		東京エコ50	東京エコ100

認証に必要な栽培技術

認証農産物の栽培には、以下の①から③の技術から各々1つ以上、使用することが条件です。

- ① 土づくりの技術
たい肥等有機質資材施用技術、緑肥作物利用技術 など
- ② 化学合成農薬削減の技術
温湯種子消毒技術、機械除草技術、除草用動物利用技術 など
- ③ 化学肥料削減の技術
局所施肥技術、肥効調節型肥料施用技術、有機質肥料施用技術 など



【バンカープランツによる農薬低減】



【黄色蛍光灯による害虫防除】

2 認証対象農産物の増加に向けた検討

新規

認証対象農産物は、アシタバ、ウド、ダイコン、茶、ブルーベリーなどがあります。引き続き認証対象農産物の増加に向けた検討を行い、順次追加していきます。

3 生産者や食品事業者、消費者への制度や認証マークの周知

新規

認証農産物は、認証マークをつけて販売することができます。生産者や販売店、認証農産物の残留農薬分析結果などの情報をホームページで公開したり、イベントやパンフレットなどを活用してPRに努め、制度の普及や認証マークの周知を図ります。



【認証マーク】



【東京都エコ農産物認証制度】
(リーフレット)



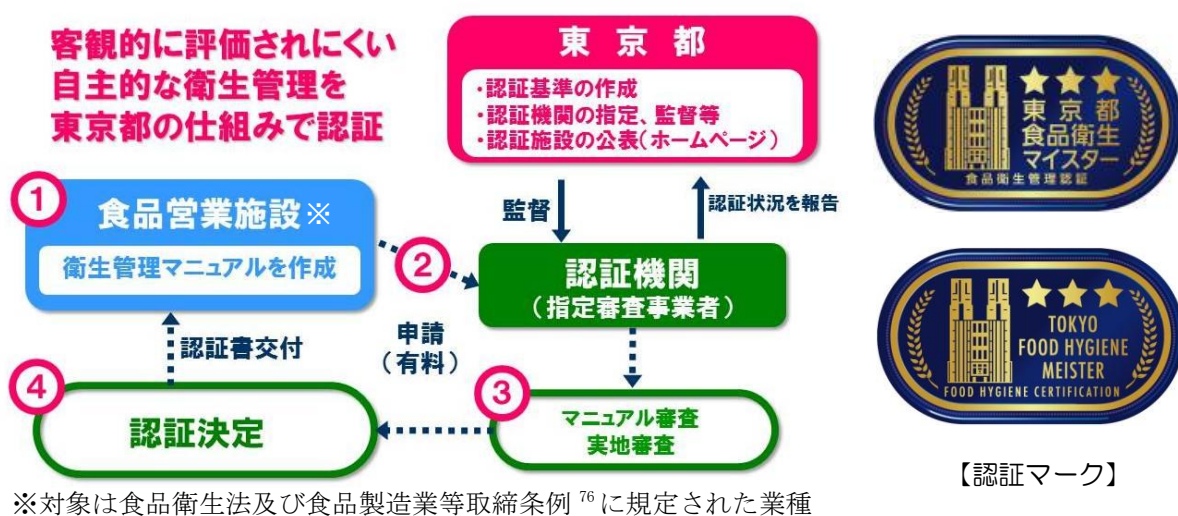
【東京都エコ農産物認証制度】（ホームページ）

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/norin/syoku/econosanbutu/econosanbutu.htm>

国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進

食品衛生自主管理認証制度は、事業者が自主的に行っている衛生管理の取組を、国際規格と整合させた基準に基づいて、民間の指定審査事業者が認証する制度です。この制度を普及することにより、事業者の取組を促進し、営業施設全体の衛生水準の向上を図ります。

食品衛生自主管理認証制度の仕組み



1 「本部認証」や「特別認証」の活用による認証取得の促進

新規

チェーン店の本部による統括管理と各店舗での衛生管理を一体として認証する「本部認証」や、国際規格等の認証書を提出するだけでマニュアル審査や実地審査が不要となる「特別認証」といった仕組みを活用し、認証取得を促進します。

「本部認証」の仕組み チェーン店全体の衛生管理システムを認証



「特別認証」の仕組み



【都の認証を取得する場合】

- ・東京都への申請(無料)のみ
- ・特別な審査不要

⁷⁶ 食品製造業等取締条例：66 ページ参照

2 自主的衛生管理段階的推進プログラムの普及

新規

食品衛生自主管理認証制度の認証を目指す前段階の取組についても、「見える化」することで都民にアピールできる自主的衛生管理段階的推進プログラムの普及を推進します。自主的衛生管理段階的推進プログラムでは、認証取得までを3つのステップに分けて取り組みやすいレベルを設定し、段階的なステップアップを図っていきます。このことにより、食品衛生自主管理認証制度の取得をはじめ、将来的なHACCPの導入や国際規格の認証取得へのステップとなります。

また、重点的に認証取得を進める分野を設定し、自主的衛生管理段階的推進プログラムの対象業種（現在の対象業者は調理・給食施設）を順次拡大していきます。

自主的衛生管理段階的推進プログラムのステップ



3 制度の信頼性の確保

認証の審査業務を行う指定審査事業者に対して、審査員のスキルアップのための講習会を開催するなど、適正な審査が行われるよう技術的支援を行います。

また、外部監査を定期的実施し、制度の信頼性を確保します。

国際基準である HACCP 導入支援

HACCP（ハサップ）は、国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同機関である食品規格（コーデックス）委員会⁷⁷によりガイドラインが示され、各国においてその採用が推奨されている国際的に認められた衛生管理のシステムです。関係事業者への技術的支援などを通じ、HACCP 導入のための支援を行います。

1 総合衛生管理製造過程承認施設等への技術的支援

HACCP は、我が国においては、食品衛生法に基づく「総合衛生管理製造過程」承認制度が法的に位置付けられています。

健康安全研究センターに設置された HACCP 指導班が、総合衛生管理製造過程承認施設や対米輸出水産食品加工施設等に対して、HACCP プランに基づいた製造、衛生管理が行われているか、製造工程や記録の確認、収去検査等を実施します。

また、承認を目指す施設に対しては、承認申請の際に技術的な助言を行うなど、承認取得に向けた支援を行います。

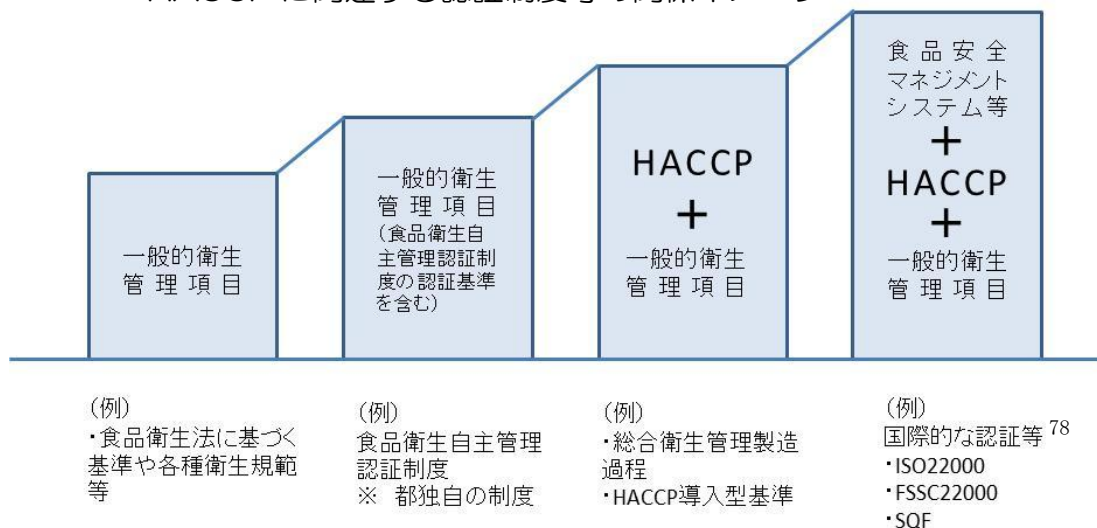
2 HACCP 導入型基準の周知及び技術的支援

新規

国は、将来的な HACCP の義務化を見据えつつ、段階的な導入を図る観点から、食品衛生法に基づき都道府県等が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言である「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」を改正し、HACCP の普及を進めています。

都は、当該指針に基づく HACCP を用いて衛生管理を行う場合の基準（HACCP 導入型基準）について、関係事業者への制度の周知や技術的支援を行い、国際基準である HACCP の導入を支援していきます。

HACCP に関連する認証制度等の関係イメージ



⁷⁷ コーデックス委員会：60 ページ参照

⁷⁸ 国際的な食品安全マネジメントシステム認証制度：72 ページ「HACCP」参照

食品安全情報評価委員会による分析・評価

食品の安全に関する様々な情報を収集・分析して科学的知見に基づいて評価し、その結果を施策に反映することにより健康への悪影響を未然に防止します。

1 海外情報などの食品安全に関する情報の収集

輸入食品対策や都内に流通する食品を対象とした先行的調査を行うため、幅広く海外情報や学術情報を収集・分析・整理し、重要度の高い情報を的確に把握します。

2 食品安全情報評価委員会による情報の分析・評価

学識経験者と都民で構成される食品安全情報評価委員会において、各種の調査で得られた情報や収集した海外情報、学術情報について、その信頼性や都民に対する情報提供の必要性などを評価します。



【食品安全情報評価委員会】

3 都民等への情報発信

食品安全情報評価委員会の評価に基づき、食品の安全に関する情報をリーフレットやパンフレット、ホームページ等を活用して、より分かりやすい内容で都民に発信していきます。

情報発信

食中毒予防や食品の安全に関する様々な情報を発信しています。

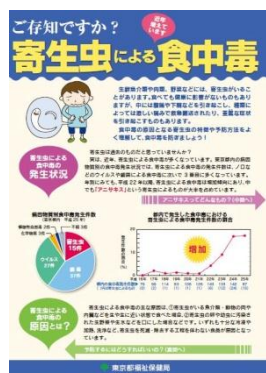
リーフレットやパンフレットは、お近くの保健所やホームページから入手できます。

- 「食品衛生の窓（広報物・パンフレット）」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/pamphlet/pamphet.html>

- 「食品安全 FAQ」

<http://food-faq.jp.net/modules/faq/?action=index>



【ご存知ですか？寄生虫による食中毒】
（リーフレット）



【食品安全FAQ】
（ホームページ）

輸入食品対策

輸入食品に対する監視指導や検査を充実するとともに、輸入事業者による自主管理の取組を支援し、輸入食品の安全確保を図ります。

1 専門監視班による監視

健康安全研究センターに設置している輸入食品監視班が、輸入事業者に対し、輸入届出書などの帳票類の管理や食品の保管状況等について、重点的に監視指導を行います。

2 輸入食品の検査

輸出国における生産、製造、加工状況や検疫所における違反事例の情報などにに基づき適切な検査項目を設定し、残留農薬、食品添加物、カビ毒、遺伝子組換え食品、動物用医薬品などの検査を効果的に実施して、輸入食品の安全確保を図ります。



【輸入食品の収去】

3 検査法の開発

海外で使用されている農薬、食品添加物等の中には日本では検査法が確立されていないものもあるため、それらの検査法を開発し、輸入食品の検査体制を充実します。

4 輸入事業者講習会の開催

輸入事業者を対象に違反事例や関係法令に関する最新情報を提供し、事業者の自主的な衛生管理に対する意識の向上を図ります。



【輸入事業者講習会】

5 輸入事業者の自主管理推進支援

自主管理に関する点検票を用いて、輸入事業者の事故発生時の対応を含めた管理体制を把握します。その結果に基づき、事業者の取組状況に応じた指導を行い、自主管理の取組を支援します。

輸入事業者の自主管理推進事業

① 事前説明

事前に電話、ファックス等で自主管理推進事業の主旨や必要な帳票類について説明します。



② 立ち入り調査

施設に立ち入り、管理状況を確認します。

《立ち入り調査の内容》

食品衛生自主管理体制の帳票類の管理について、チェックリストに基づき調査します。

【自主管理推進事業 点検・確認票（抜粋）】

点検・確認票(輸入業)					
調査年月日		年 月 日 (午前・午後 時 分)			
調査者					
No	項目	判断基準	結果	点数	
食品等の衛生的な取扱	1 取扱食品に関する情報の把握	①取扱食品の分類(別表)に応じた情報の収集 ②輸入時の自主検査の結果の保管 <状況確認> ・品目毎にファイリングされていること ③情報収集や自主検査についての手順書			
	2 輸入時における関係書類の管理	①輸入届出書、通関許可書の保管 <状況確認>			
	3 ロット管理等	①ロット(輸入日又は期限表示等)ごとの入出荷台帳の整備 <状況確認> ・台帳は、電算台帳でも可			
	4 適切な表示	①取扱い食品の表示に関する記録 <状況確認> ・表示見本があれば可 ②製品の内容成分(イングredient)との整合性がとれているか ・数製品を抽出し、確認する			

③ 結果説明

調査の結果や、より良い衛生管理の方法について説明します。必要に応じて、後日改善状況を再確認します。



「健康食品」対策

都民に広く利用されている「健康食品」の安全を確保するとともに、正しい利用方法の普及啓発を進め、「健康食品」による健康被害の防止を図ります。

1 市販品に対する監視指導

店頭やインターネット等を通じて販売されている市販品の試買調査を実施し、内容成分や表示事項の確認を行うとともに、インターネット広告等も定期的に調査します。

調査の結果、法令に違反する場合は、製品を市場から排除します。

2 健康被害事例専門委員会⁷⁹による情報の分析・評価

公益社団法人東京都医師会、公益社団法人東京都薬剤師会と連携して「健康食品」との関連が疑われる健康被害情報を効率的に収集します。

収集した情報は、学識経験者で構成される健康被害事例専門委員会において分析、評価し、必要に応じて医療機関等に情報提供することで「健康食品」による健康被害の拡大防止を図ります。

3 健康食品取扱事業者講習会の開催

「健康食品」の製造・輸入・販売等を行う事業者を対象に、定期的に講習会を開催し、食品衛生法や食品表示法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。医薬品医療機器等法。）、健康増進法、景品表示法など、「健康食品」に係る法令の内容や違反事例などを周知することにより、事業者の意識の向上を図ります。

4 都民への普及啓発

「健康食品」の正しい利用方法などについて、講習会、DVD、広報誌などを活用して広く普及啓発するとともに、「健康食品」に関する情報を掲載したサイト「健康食品ナビ⁸⁰」を通じて最新の注意情報などを随時発信し、「健康食品」による健康被害の未然防止を図ります。

5 新たな機能性表示制度への対応

新規

食品の機能性表示が可能となる新たな制度について、事業者への制度の周知を行うとともに、都民へ正しい利用方法などの普及啓発を行うなど、適切に対応していきます。

⁷⁹ 健康被害事例専門委員会：60 ページ参照

⁸⁰ 健康食品ナビ：60 ページ参照

普及啓発

都では、「健康食品」による健康被害等の防止に役立てるため、都民向けにDVD やスポット映像、パンフレット、リーフレット等を作成し、健康食品の適正利用のための正しい知識や注意すべき情報を、分かりやすく提供しています。

また、ホームページ「健康食品ナビ」では、「健康食品」について、安全に利用するためのポイントや最新の注意情報、「健康食品」に係わる法律のことなど、多くの情報を掲載しています。



【知らなきゃ! 健康食品のコト】
(高校生向けDVD)



【あなたは大丈夫? 健康食品利用中の体の不調】
(リーフレット)

健康食品ナビ
東京都

健康食品データベース
東京都・東京都薬剤師会

新着情報
(2014年11月19日)

- 健康食品取扱事業者講習会の追加申込みについて(平成26年11月19日)
- 平成25年度健康食品試買調査結果(平成26年3月28日)
- OxyElite Pro(米国製サプリメント)に関する注意喚起について(再周知)(平成25年12月27日)
- 健康食品取扱事業者講習会の講習会資料を掲載しました。(平成25年12月19日)
- 医薬品成分を含有する無承認無許

【健康食品ナビ】(ホームページ)

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/anzen/supply/>

●●● 健康食品を使っている 消費者の方へ
これから使おうとしている

▶ 健康食品データベース
医療関係者や都民の方が、いわゆる「健康食品」の製品情報を入手する際にご活用ください。

▶ 健康食品による健康被害に注意!
都民向けに普及啓発用DVD及びスポット映像を作成しました。

▶ 東京都の健康食品対策
東京都では、健康食品による健康被害等を防止するとともに、違反製品等が流通することのないよう、関係各部門が連携してさまざまな取り組みを行っています。

▶ 注意が必要な健康食品
健康被害関連情報、違反製品情報など

▶ 安全に利用するためのポイント(12ヶ条)

- 今後、健康食品の利用を考えている...
- 健康食品を買おうとしている...
- 医療機関にかかっている...
- 健康食品を利用して体調不良になった...

▶ リーフレット「あなたは大丈夫? 健康食品利用中の体の不調」(PDF:2021KB)

法令・条例に基づく適正表示の指導

食品表示に関する制度改正を踏まえ、関係機関や他自治体、関係各局と連携を図りながら、相談・監視体制を整備し、適正表示を推進していきます。

1 新しい制度に応じた相談・監視体制の整備

新規

食品衛生法、JAS 法及び健康増進法の食品表示に関する基準を一元化した食品表示法の施行や広告・表示全般に関する規制法である景品表示法の都道府県知事の権限強化といった新たな制度に応じた相談や監視体制を整備します。

また、健康安全研究センターに設置された食品表示監視班により、国などからの不適正表示に関する通報に対して専門的な調査を実施し、適正表示の徹底を指導します。

さらに、消費生活調査員を広く都民から公募し、食品表示に関する調査を協働で行うなど、地域における適正表示を推進します。



【食品表示監視班による伝票等の確認】

2 食品表示の科学的検証

農畜水産物等の品種や産地など、外見では見分けることが困難な食品表示の適否について、DNA 分析等の科学的な手法により検証し、効果的な調査や監視指導を行います。

3 適正表示推進者の育成

食品の製造者、輸入者、販売者を対象として、食品表示に関する法令を網羅した講習会を開催し、適切な表示を推進する核となる人材の育成を行います。

適正表示推進者育成講習会⁸¹

食品表示法や健康増進法、景品表示法、計量法、米トレーサビリティ法、消費生活条例など、多岐にわたる食品表示の法令規定を周知するとともに、具体的な事例を用いて食品表示に関する実践的な講習を行うことにより、事業者による適正表示を推進します。

フォローアップ講習会

適正表示推進者育成講習会の受講者を対象に、制度改正などの最新情報を提供し、事業者による適正表示に関する取組を継続的に支援します。



【食品表示の事例検討】
(適正表示推進者育成講習会)

4 食品表示に関する情報の発信

パンフレットやリーフレット、ホームページ等を通じて食品表示に関する情報を発信し、事業者による適正表示を推進するとともに、都民が食品表示に関する理解を深め、合理的に商品を選択できる環境づくりを進めます。



東京都

【大切です！食品表示】
(パンフレット)



東京都

【米トレーサビリティ法について】
(パンフレット)

5 関係機関との連携

不適正な食品表示に対する監視の強化を図るため、東京都食品表示監視協議会⁸²を通じて警視庁や農林水産省などと定期的に情報共有や意見交換を行い、連携体制を強化します。

また、食品表示を一元的に所管する消費者庁をはじめとした国の関係省庁や他自治体などとも連携し、適正表示の推進を図ります。

⁸¹ 適正表示推進者育成講習会：69 ページ参照

⁸² 東京都食品表示監視協議会：69 ページ参照

食品安全に関する健康危機管理体制の整備

食品による大規模あるいは重大な健康被害の発生やその発生が疑われる場合、迅速に被害の拡大防止及びあらゆる可能性を考慮した再発防止策を講じることができるよう危機管理体制を充実します。

1 関係機関との連携強化

国や関係自治体、警察、庁内各局等の関係機関との連携を強化し、被害の拡大防止を図ります。

食品安全対策推進調整会議の運営

生産から消費に至る食品流通の各段階において迅速に被害の拡大防止や再発防止を図るため、庁内の関係各局で組織する食品安全対策推進調整会議を通じて緊密に情報を共有し、連携体制を強化します。

また、緊急時には、緊急連絡会議を招集して迅速かつ的確な対策を検討します。

国、関係自治体との連携

食品の流通が広域化している現状を踏まえ、全国食品衛生主管課長連絡協議会や首都圏食中毒防止連絡会などの組織を活用して、国や他自治体と定期的に情報を共有し、連携体制を強化します。

また、緊急時には速やかに連絡調整、連携協力し、健康被害の拡大防止を図ります。

警察等関係機関との連携

食品への意図的な異物混入のように事件性が強く疑われる場合など、食品衛生担当部局だけでは対応することが困難な事案について、警察などの関係機関と連携して的確に健康被害の拡大防止を図ります。

2 緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施

緊急時を想定した訓練や対応マニュアルの検証などにより、緊急時における対応能力の向上を図ります。

関係職員の訓練

食中毒発生時の情報収集、調査等の処理手順・技術的手法についてまとめた「食中毒調査マニュアル」などにに基づき、保健所の食品衛生監視員を中心とした関係職員の訓練を実施します。訓練にはインターネットを使用したWeb会議システムを活用するなど、緊急時における対応能力の向上を図ります。



【WEB会議を活用した訓練】

中央卸売市場における訓練

中央卸売市場における食品事故等の未然防止や発生時の応急対策をまとめた「食品危害対策マニュアル」に基づき、安全・品質管理者による机上訓練を実施し、食品の流通拠点である市場での緊急時における迅速かつ適切な対応を図ります。

3 緊急時の情報の収集・発信

想定されるリスクの種類や特性に応じてリスト化された情報収集先から、緊急時に、迅速に情報を収集します。

また、情報を発信する際には、健康への影響に関する情報など、緊急時に都民や事業者伝えるべき内容を的確に分かりやすく発信します。

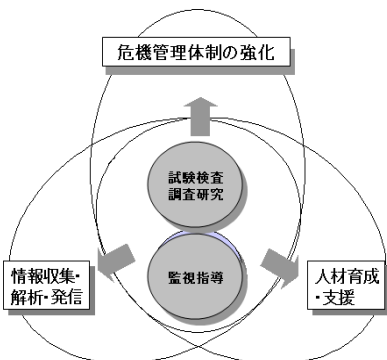
健康危機管理における健康安全研究センターの役割

健康安全研究センターは、都民の生命と健康を守る科学的・技術的拠点として、食品、医薬品、飲料水や生活環境などの日々の安全・安心確保と感染症などの健康危機への備えの両面から、試験検査、調査研究、研修指導、公衆衛生情報の解析・提供及び監視指導を行っています。



【健康安全研究センター】

強化した5つの機能



1 危機管理体制

- ・機動的・重層的ネットワークの構築
- ・実地疫学調査チームの編成

2 情報収集・解析・発信

- ・健康危機管理情報課の設置
- ・健康危機管理情報収集・保管体制の整備

3 人材育成・支援

- ・公衆衛生に従事する専門職種健康危機管理能力向上

4 試験検査・調査研究

- ・危機に即応できる設備、機器等の整備

5 監視指導

- ・許認可審査・監視指導業務の効率化

食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、 食品安全情報の世界への発信

平成 23 年に発生した福島第一原子力発電所の事故以来、都では、生産現場における農産物や畜産物、水産物の放射性物検査を実施し、基準値を超えた食品が出荷されないよう取り組むとともに、都内に流通する生鮮食品や加工食品のモニタリング検査を実施しています。都民の食品の安全に関する正確な認識と理解に向け、検査結果や放射性物質に関する知識などの情報提供を行ってまいります。

また、オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、食品中の放射性物質モニタリング検査結果をはじめとした都の取組など、食品の安全に関する情報を世界へ向け発信してまいります。

1 放射性物質モニタリング検査結果等の情報提供

新規

都内産の農畜水産物や都内流通食品の放射性物質モニタリング検査結果、放射性物質に関する知識について、ホームページなどを通じて、広く情報提供します。

2 食品安全情報の世界への発信

新規

食品中の放射性物質モニタリング検査結果をはじめとした都の食品安全に関する取組など、食品安全情報の世界への発信を行ってまいります。

食 品 安 全 情 報 の 世 界 へ の 発 信

放射性物質モニタリング検査結果は、英語を併記してホームページに掲載しています。

引き続き、このような都の食品安全に関する取組の世界への情報発信を拡大していきます。

流通食品の放射性物質検査結果

平成26年11月11日 15:00現在

<検査結果の見方>
 (色つきのセル)のNoは、新たに判明した検査結果です。
 (色つきのセル)の検査結果は、基準値を超えたものです。
 <検査方法等>

Levels of radioactive contaminants in marketed food in Tokyo

About data
 ■ Newly identified data
 ■ Exceed base line level
 <Methods>

No	採取日(購入日) Sampling date	結果判明日 Results obtained date	生産者・製造者・販売者・ 輸入者等の別 Farmer/Manufacturer/ Seller/Importer	左記の 所在地 Location	品目	食品分類 Classification	食品カテゴリ※1 Category	検査機器 Inspect on instru ment	検査結果(単位: Bq/Kg)			備考 Notes
									放射性セシウム Radioactivecesium			
									セシウム-134 Cesium-134	セシウム-137 Cesium-137	セシウム合計※2 Cesiumtotal	
752	2014/10/29	2014/11/5	製造者 Manufacturer	栃木県 Tochigi	牛乳	牛乳 Cow's milk	牛乳 Milk	Ge	検出せず(<0.4) ND	検出せず(<0.5) ND	検出せず(<0.9) ND	
753	2014/10/29	2014/11/5	製造者 Manufacturer	東京都 Tokyo	成分調整牛乳	成分調整牛乳 Composition modified milk	牛乳 Milk	Ge	検出せず(<0.5) ND	検出せず(<0.6) ND	検出せず(<1.1) ND	
754	2014/10/29	2014/11/5	製造者 Manufacturer	岩手県 Iwate	無脂肪牛乳	無脂肪牛乳 Skimmed milk	牛乳 Milk	Ge	検出せず(<0.7) ND	検出せず(<0.6) ND	検出せず(<1.3) ND	
755	2014/10/29	2014/11/5	製造者 Manufacturer	群馬県 Gunma	成分調整牛乳	成分調整牛乳 Composition modified milk	牛乳 Milk	Ge	検出せず(<0.6) ND	検出せず(<0.8) ND	検出せず(<1.4) ND	
756	2014/10/29	2014/11/5	製造者 Manufacturer	東京都 Tokyo	乳飲料	乳飲料 Milk drink	牛乳 Milk	Ge	検出せず(<0.7) ND	検出せず(<0.3) ND	検出せず(<1.0) ND	
757	2014/10/29	2014/11/5	製造者 Manufacturer	東京都 Tokyo	発酵乳	発酵乳 Fermented milk	一般食品 General foods	Nal	検出せず(<12) ND	検出せず(<11) ND	検出せず(<25) ND	
758	2014/10/29	2014/11/5	製造者 Manufacturer	岩手県 Iwate	乳製品乳酸菌飲料	乳酸菌飲料(無脂肪固形分3.0%以上) Fermented milk drink	一般食品 General foods	Nal	検出せず(<11) ND	検出せず(<10) ND	検出せず(<25) ND	

【都内流通食品の放射性物質検査結果について】(ホームページ)

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/ryuutuu/index.html>

食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進

都、都民、事業者がそれぞれの取組について相互に理解を深められるよう、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを推進します。

1 関係者による活発な意見交換

関係者が様々な機会を通じ、それぞれの考え方や取組について、情報や意見交換を行います。

食の安全都民フォーラム等の開催

食の安全をテーマに、都、都民、事業者が様々な視点から意見交換を行う「食の安全都民フォーラム」の開催や「食の安全調査隊⁸³」によるメンバー間のグループワークなどを通じ、相互理解を図ります。

また、実施の規模や内容について検討を行い、より効果的なリスクコミュニケーションを推進していきます。



【食の安全都民フォーラム】
(パネルディスカッション)



【食の安全調査隊】
(グループワーク)

中央卸売市場における消費者事業委員会の開催

東京都中央卸売市場消費者事業委員会⁸⁴を定期的で開催し、中央卸売市場の機能や役割、食の安全・安心に関する取組などについて都民、事業者と活発に意見交換を行い、市場に対する理解と信頼性の向上を図ります。

パブリックコメントの実施

食品衛生監視指導計画⁸⁵の策定など、施策の形成過程においてパブリックコメントを実施し、より多くの都民、事業者の意見を施策に反映します。

⁸³ 食の安全調査隊：63 ページ「食の安全都民フォーラム」参照

⁸⁴ 東京都中央卸売市場消費者事業委員会：69 ページ参照

⁸⁵ 食品衛生監視指導計画：64 ページ参照

2 体験型セミナーの開催

子供をはじめ広く都民を対象に、食品添加物や細菌の検査など、様々なテーマの体験型セミナー等を開催し、食の安全に関する科学的知識の普及を図ります。



【夏休み子どもセミナー】

3 分かりやすい情報の提供

パンフレットや DVD、ホームページ、定期発行する情報誌、メールマガジンなどを活用し、食品の安全に関する情報を分かりやすく提供することにより、食品の安全について、都民一人ひとりが正確な理解のもとに考えることができるような環境づくりを進めます。

食 品 衛 生 の 窓

都では、ホームページ「食品衛生の窓」に、様々な食品の安全に関する情報を掲載し、提供しています。

「食品衛生の窓」では、多くの都民や事業者向けに分かりやすく利用できるコンテンツを充実させています。

● 「食品衛生の窓」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/index.html>



【シャロクの事件簿】
(小・中学生向けコンテンツ)



【食の安心パトロール】
(子育て世代向けコンテンツ)



【みんなのうまればい!】
(レシピと食の安全ワンポイント集)



知りたいことから探す



【食品安全アーカイブズ】
(統計データ集)

総合的な食物アレルギー対策の推進

食品へのアレルギー物質混入防止の技術指導やアレルギー表示の適正化を推進するとともに、食物アレルギーの相談や緊急時対応等に係る人材の育成を支援し、食物アレルギーを持つ人が安心して生活できる環境づくりを進めます。

1 食品の製造・調理段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導

食品の製造や調理段階において、意図しないアレルギー物質の混入防止を図るため、施設への技術指導を行います。

2 アレルギー表示の適正化

食品への表示が義務付けられているアレルギー物質（小麦、そば、落花生、乳、卵、えび、かに）について、検査も取り入れながら食品の製造施設や販売施設などへの監視指導を実施し、アレルギー表示の適正化を図ります。

また、外食等におけるアレルギー物質の情報提供について、国の規制の動向を見据え、適切に対応していきます。

3 学校、保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患の相談、緊急時対応等に係る人材の育成

食物アレルギーを持つ子供の日常生活の管理や、食物アレルギーの症状が起きた時の緊急時対応等について、学校、保育所、幼稚園等への関係者向けの研修の実施や、関係各局が連携して、基礎的な知識の普及などを行い、誰もが安心して生活できる環境づくりを進めます。

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

学校・保育所・幼稚園等においては、アレルギー疾患を持つ子供たちへの対応が求められています。これまで都では「食物アレルギー対応ガイドブック」を発行するなどアレルギー対策を進めてきましたが、昨今、アレルギー症状を起こし緊急に対応した報告が相次いでいます。

そこで、各施設が緊急時対応への備えを強化するため、平成 25 年 7 月に緊急時対応マニュアルを作成し、都内の公立・私立学校、保育所、幼稚園等の全教職員に配布しました。

● 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」

http://www.tokyo-eiken.go.jp/kj_kankyo/allergy/to_public/kinkyu-manual/

